

集团的消費者被害回復制度の今国会での実現を求める緊急アピール（その2）

2013年4月15日

「集团的消費者被害回復訴訟制度」早期創設運動
賛同53団体（下に記載）

「消費者の財産的被害の集团的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」（以下、「法律案」と言います。）について、自民党総務会や与党政策責任者会議では既に今通常国会への提出が了承され、12日の閣議決定が予定されていました。しかし、これを時機尚早とする経済団体からの意見をうけて、閣議決定が延期されたと報道されています（4月12日朝日新聞朝刊）。

私たちが先に発表した緊急アピール（3月29日付け。別紙添付）にも記載したように、この法律案はこれまで情報力や交渉力の格差などのために十分な被害回復が図られてこなかった消費者被害のうち、共通する事業者の行為により同種被害が多数発生する事案について実効的な救済を図ろうとするものです。2006年以降これまで、国会および政府内で時間をかけて慎重な検討が重ねられ、事業者側にも十分配慮した堅実な制度設計となっています。さらに今国会に向けた与党審査の過程では経済団体の懸念にも配慮した修正も加えられており、「時期尚早」「拙速」といった批判は当たらないものです。これ以上の先送りはすべきではありません。

この法律案について速やかに閣議決定を行い、集团的消費者被害回復のための新たな訴訟制度を今国会で実現していただくよう、重ねての緊急アピールといたします。

◆ 賛同 53 団体

適格消費者団体 認定 NPO 消費者支援ネット北海道
岩手県消費者団体連絡協議会
新しい消費者行政を創る宮城ネットワーク
消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ
宮城県生活協同組合連合会
福島県消費者ネットワーク
とちぎ消費者ネットワーク
埼玉県消費者団体連絡会
NPO 法人 埼玉消費者被害をなくす会
埼玉県生活協同組合連合会
消費者団体千葉県連絡会
東京消費者団体連絡センター
消費者会議かながわ
神奈川県消費者団体連絡会
消費者問題ネットワークしずおか
山梨県消費者団体連絡協議会

長野県消費者団体連絡協議会
消費者問題ネットワークながの
消費生活ネットワーク新潟
愛知県消費者団体連絡会
特定非営利活動法人 あいち消費者被害防止ネットワーク
三重県生活協同組合連合会
なら消費者ねっと
消費者ネットワークわかやま
内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
全大阪消費者団体連絡会
一般財団法人 比嘉正子記念会館
関西生活者連合会
特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット
岡山県消費者団体連絡協議会
特定非営利活動法人 消費者ネット広島
特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡
特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク
鹿児島県生活協同組合連合会
消費者ネットワーク沖縄
特定非営利活動法人 NCOS
特定非営利活動法人 消費者機構日本
全国消費者協会連合会
公益社団法人 全国消費生活相談員協会
全国青年司法書士協議会
全国地域婦人団体連絡協議会
主婦連合会
全国消費者行政ウォッチネット
日本弁護士連合会
日本司法書士会連合会
財団法人日本消費者協会
特定非営利活動法人 日本消費者連盟
公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
日本消費生活専門相談員協議会
日本生活協同組合連合会
労働者福祉中央協議会
全国消費者団体連絡会 【問い合わせ先】